



# 自治体における こどもの意見表明・反映の 推進のための研修

令和6年1月

こども家庭庁長官官房（総合政策担当）付 こども意見係



# 本日の研修について

## 研修のゴール

- ◆ こどもの意見を聴き、政策に反映するということの意義を理解する
- ◆ 各自治体でこどもの意見反映のための取組を実施するためのステップやポイントを理解する

## 本日の流れ

### 1. 講義(60分)

- こども家庭庁・こども基本法・こども大綱について
- こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映するとは・・・？
  - 加藤鮎子大臣書簡・こども家庭庁長官通知の発出
  - こども・若者の意見を聴くということ
  - こども・若者の意見の反映
  - 取組のステップとポイント
- 国の取組事例
  - こども若者★いけんぷらす
- 自治体の取組事例
  - こども計画やこども条例に活かす
  - こどもが過ごす場所の運営に活かす
- こども家庭庁による自治体の取組支援

### 2. グループで話し合おう(30分)

### 3. グループで話し合った内容の共有+コメント(30分)

# こども家庭庁・こども基本法・こども大綱 について

# こども家庭庁とは

## こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクション**していきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

## こども家庭庁の役割

### (1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例: 少子化対策 など

### (2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例: こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設など

### (3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例: 保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児支援など

### こども家庭庁の 基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) 様々な**民間団体**とのネットワークの強化

## こども基本法

- 年齢や発達に応じて、こどもの意見表明機会の確保(第3条第3号)
  - 年齢及び発達に応じて、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益の優先考慮(第3条第4号)
  - こども施策\*の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体\*\*に対し**義務付け**(第11条)
    - \* 「こども施策」は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、**教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。**
    - \*\* 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、**議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会(例:教育委員会)や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる。**
- **国・地方自治体において、こども施策の策定等に当たっては、こども・若者の意見を聴き、こどもの最善の利益を優先しながら施策に反映しなければならない。**

こども基本法には、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神が活かされている。

### 児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

(日本ユニセフ協会ホームページより抜粋)

#### 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

#### 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

#### 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

# こども大綱の閣議決定

## こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』

すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会

## こども大綱とこども・若者の意見反映

<こども施策に関する基本的な方針>

- ・ **こども・若者が権利の主体**であることを明示
- ・ **こどもや若者等の意見を聴きながらこども施策を「ともに進めていく」とする**

<こども施策を推進するために必要な事項>

- ・ 「こども・若者の社会参画・意見反映」を重要事項と規定
- ・ こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下、意見表明の機会づくりや意見形成支援をおこない、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要性を明示

「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標として、「**こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている**」と思う**こども・若者の割合**を明記。**(20.3%→70%)**

## こども大綱と自治体こども計画

都道府県は、こども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成すること、また、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定することが、こども基本法第10条において努力義務とされている。

## 令和5年12月22日 こども政策推進会議 岸田総理発言(抜粋)

「こども大綱」においては、

- ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
- ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、  
など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示ししました。

こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。

こども・若者の意見を聴き  
その意見を政策に反映するとは・・・？



# こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

## 自治体首長・地方議会議長宛て大臣書簡

各地方公共団体において、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただくため、令和5年11月17日に、**地方公共団体の首長及び地方議会の議長宛てに、加藤鮎子大臣から書簡を発出。**

### 【ポイント】

- こども・若者等が本音で意見を言える場をつくり、その声を施策に反映することが大切であること
- 国はもとより、こども施策の実施に中心的な役割を担う地方公共団体において、しっかり取組が進められることが重要であること

併せて、こども家庭庁長官からの通知(次頁)も発出。

拝啓

貴職におかれましては、こども施策の推進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何が最もよいことを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。これは、都道府県議会や市区町村議会において、こども施策の策定等を行う場合も同様です。

私自身、こどもや若者と直接意見交換したり、こどもや若者が政策について話し合い、意見を表明する場を拝見する中で、本音で意見を言える場づくりが大切であると感じています。国においてもしっかり取組を進めてまいりますが、こども施策の実施に当たり中心的な役割を担っている地方公共団体においても、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映する取組を継続的に行っていただくことが「こどもまんなか社会」を実現していく上で大変重要であると考えています。

このたび、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例、国における取組などをお示しし、今後の取組の参考としていただけるよう通知を発出しました。また、地方公共団体における好事例の創出と横展開を図るための新たな事業を今月から始めることとしています。

これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、私ども力を尽くしてまいりますので、貴職におかれましても、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただきますよう、心からお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和5年11月17日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤鮎子

都道府県知事 殿  
市区町村長 殿  
都道府県議会議長 殿  
市区町村議会議長 殿



# こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

## 自治体首長宛てこども家庭庁長官通知

こ総政第256号  
令和5年11月17日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

こども家庭庁長官

こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号、以下「法」という。）では、第3条において、基本理念として、年齢や発達に応じたこどもの意見を表明する機会の確保（第3号）や年齢や発達に応じたこどもの意見の尊重（第4号）が掲げられるとともに、第11条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられています。

地方公共団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定される普通地方公共団体及び特別地方公共団体として、議会、委員会、附属機関を含むものです。

別添のとおり、こども家庭庁においては、こども・若者意見反映推進事業（通称：「こども若者★いけんぷらす」）を始めとした取組を実施しているところ、地方公共団体におかれましても、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例等を参考に、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置が講じられるように、本通知の内容を、議会や教育委員会を始めとする委員会を含め周知いただきますようお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれましては、城内の市区町村（指定都市を除く。）において、議会や教育委員会を始めとする委員会を含め、本通知の内容が周知されるよう御配慮願います。

加藤大臣書簡と併せて、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者、子育て当事者等の意見をこども施策に反映させるための国における取組を周知し、地方公共団体における取組を推進できるようこども家庭庁長官名で、各都道府県知事及び指定都市市長宛に通知を发出。（域内市区町村への周知も依頼。）

### 【通知内容】

- こども・若者の意見の政策への反映に関する意義や取組のポイント
- 先進的な取組を行っている16の地方公共団体の取組
- 「こども若者★いけんぷらす」における取組
- こども大綱の策定に向けて、「こども若者★いけんぷらす」を活用するなどして、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴いた取組

# こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

## こども・若者の意見を聴くということ

- こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体。
- こどもや若者を「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として捉え、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーなのだという意識をもつ。

### こども・若者の意見反映の意義

こどもや若者の意見を聴くことで、

- ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、**施策がより実効性のあるものになる。**
- ② こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、**自分たちの声によって自らの生活や社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。**

こうした取組を社会に広く発信することで、こども・若者に意見を聴く意義や重要性への理解が広がる。

### 意見形成支援と意見を聴く文化の醸成

- 意見をすぐに表明できるこども・若者ばかりではない。**家庭や学校、地域で日常的に意見を言い合える機会や、幼少期から意見を聴いてもらえる環境が重要。**
- **「意見や気持ちを言っていていい、表現していい」という啓発や雰囲気づくり、自身の権利について学ぶ機会が求められる。**

### 「意見」とは

- 児童の権利に関する条約は、第12条で、「意見を聴かれる権利」を定めているが、その「意見」は、原文(英語)では「**view(s)**」。
- **言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要**

(意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号)

## こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

こども施策に対する意見反映はこども家庭庁だけが行うものではありません

「こども施策」は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

例えば…

- 中高生が行きやすい勉強したり何もしなくても過ごせる場所がほしい
- 学校のタブレットがICT教室に保管されてしまっていて、全然使えない
- いつも遊びに行く自然教室がある山の中に道路が作られ自然が破壊されてしまう

困難を抱えたこどもを含むあらゆるすべてのこどもたちは、自身に関連する、あるいはこどもに関わるすべてのことからの当事者です。

こどもたちは当事者として、意見を聴かれる権利があります。

こどもたちは、年齢や能力にふさわしい形で自分の意見を表明することができます。

大人は、こどもに関わりのあることについて、わかりやすく情報を伝え、意見を聴き、その意見を尊重することが求められます。大人側が、こどもの意見を聴くためのスキルや知識を身に付けていくことが重要です。

# こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

## こども・若者の意見の反映

### 正当な考慮と反映

- こどもや若者の意見は正当に考慮され、その反映は、政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階等を踏まえ、こどもの最善の利益を実現する観点から判断される。
- 反映までのプロセスをこどもや若者に分かりやすくフィードバックすることが重要。

### こどもの意見の政策への反映まで（全体像）



#### 事前準備

↳こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

#### 意見聴取

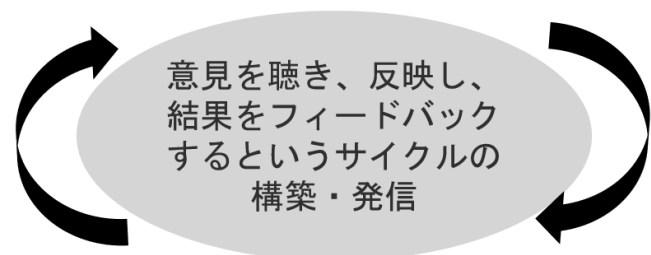
↳様々な手法や機会を組み合わせる聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

#### 意見反映

↳こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

#### フィードバック

↳意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。



# こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

## 取組のステップとポイント

### こどもの意見の政策への反映まで

#### 意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**  
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**  
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。

#### 結果のフィードバック

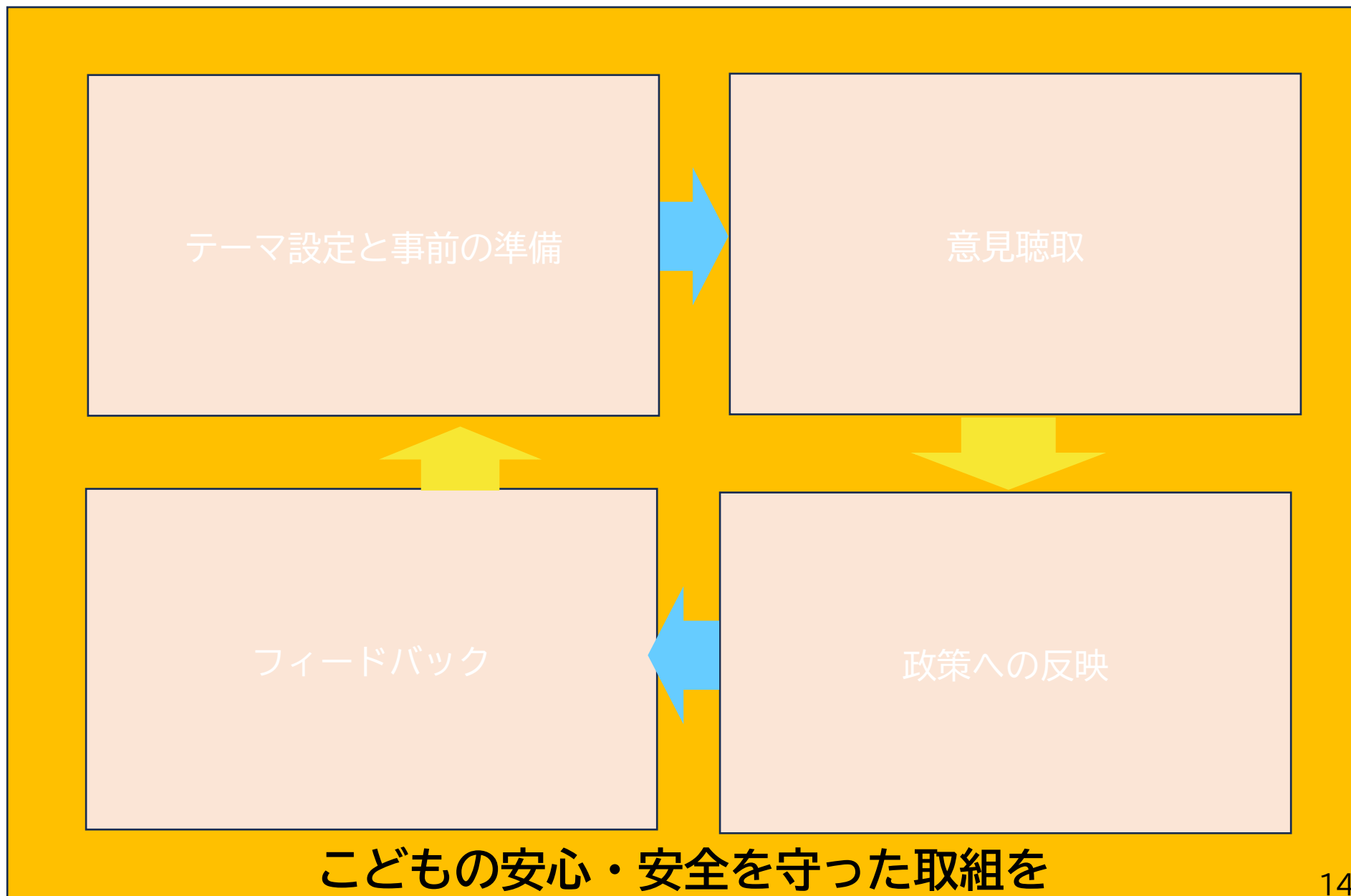
- **分かりやすいフィードバック**  
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**  
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**  
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。

#### 意見を聴くときに

- **多様な参画機会**  
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **意見を言いやすい環境**  
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **様々な手法の選択肢**  
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **声をあげにくいこども・若者**  
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

#### 政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**  
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



国の取組の紹介  
～こども若者★いけんぱらす～



## こども若者★いけんぷらすの概要

こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を実践・推進するため、こども家庭庁や各省庁が**こども施策を進める際に、こども・若者から意見を聴くための仕組み。**

### 【事業の目的・狙い】

#### ○こども・若者にとって：

政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス(過程)に主体的に参画する機会・場を得る

#### ○政府にとって：

こども・若者意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くする

#### ○社会全体にとって

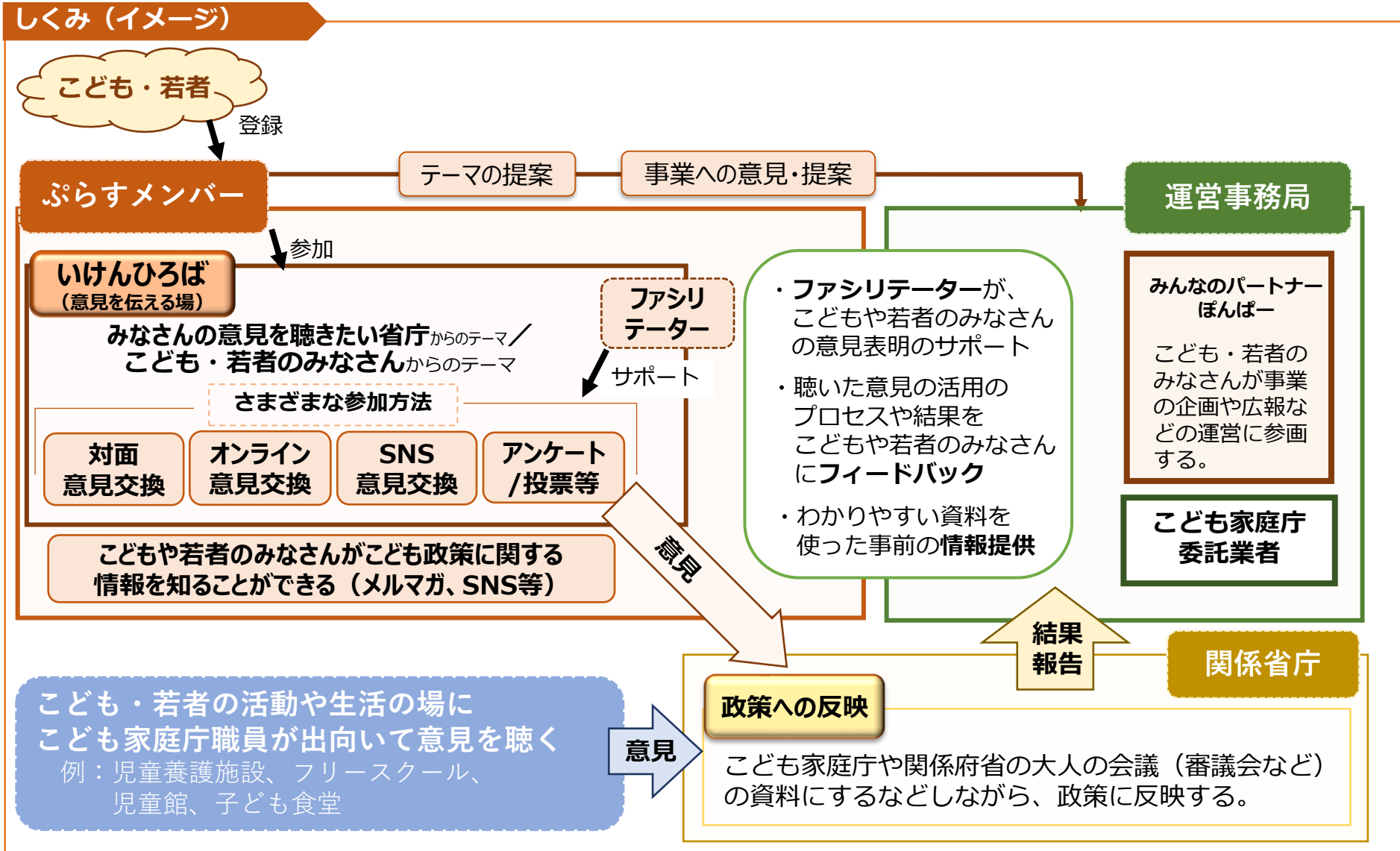
この取組を広く発信することで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげる

### 【ポイント】

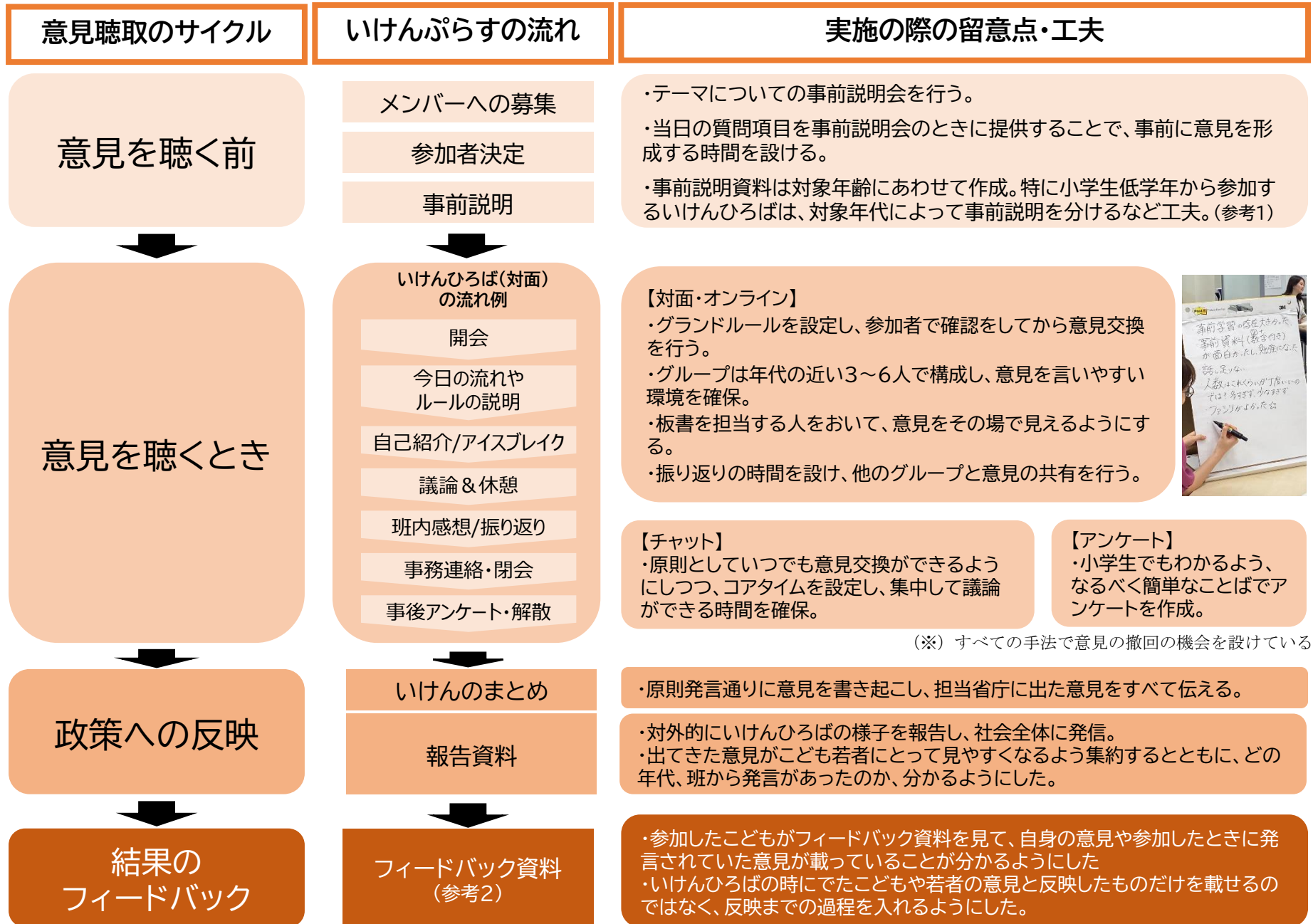
- こども家庭庁において、小学校1年生から20代までのこども・若者を「ぷらすメンバー」として公募
- 対面・オンライン・チャット・アンケート等の方法を複数組み合わせて、こども家庭庁各課・各省庁がこども・若者から意見を聴取(意見聴取の場＝「いけんひろば」)
  - 聴いた意見は委託事業者が集約・分析して、こども家庭庁各課・各省庁に結果を報告
- こども・若者が事業運営に参画する機会を確保し、各府省側が聴きたいテーマだけでなく、こども・若者が意見を伝えたいテーマについても意見聴取を実施
- 聴取した意見は、こども家庭庁・各府省庁の政策等に反映。反映できない場合も、こども・若者にフィードバック
- ぷらすメンバーを対象とした意見聴取だけではなく、こども・若者の生活や活動の場に出向くなどして意見聴取

# こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)について

## こども若者★いけんぷらすの仕組み



# いけんひろば実施時の主な流れと留意点



# 事前説明資料（参考 1）

### 3. スケジュール

小学生用と中学生以上用で資料は分けるようにし、小学生用には、平易な言葉を使うことやフリガナをふるようにします。

当日のスケジュールについて前もって参加者に伝えるようにしています。

議論の前に、アイスブレイクを行い、意見を言いやすい雰囲気づくりを行います。

メインルーム	17:50	しゅうごう 集合	<ul style="list-style-type: none"> <li>17:50までにメインルームに入室してください。(メインルームのURLはp.8にのっています。)</li> </ul>
	18:00	かい 開会	<ul style="list-style-type: none"> <li>はじめに関係者が挨拶を行います。</li> </ul>
		けふのながれや ルールのはつめい 今日の流れや ルールの説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体で今日の流れやルールについて確認します。</li> </ul>
班別ルーム	18:15	じこじやく アイスブレイク	<ul style="list-style-type: none"> <li>班の中でお互いに自己紹介した後、ちょっとしたゲームやクイズなどをそれぞれの班で行います。</li> </ul>
	18:25	ぎろん 議論 & 休けい	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファシリテーター(司会の人)がいろんな質問をするので、言える範囲で意見を言ってください。</li> <li>ファシリテーターが、班ごとに休けいの時間を連絡します。</li> </ul>
	19:45	はんないかんじょう ふりかへり 班内感想 振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>班ごとに今の気持ちや今日の感想を話しましょう。</li> </ul>
		じむれんらく じむれんらく 事務連絡・閉会	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の予定などの連絡事項をお知らせします。</li> </ul>
	20:00	かいさん 解散	<ul style="list-style-type: none"> <li>最後にアンケートをお配りします。</li> <li>アンケートに回答された方から順に解散となります。</li> </ul>

難しい熟語や語句についても、平易な言葉で表すようにします。



## 循環型社会と循環基本計画について

- 「循環型社会」とは、自然の資源をむだなく使用してごみを減らし、今までごみにしていたものを資源としてくり返す、環境にやさしい社会のことです。
- 循環基本計画とは、循環型社会形成推進基本法（ごみを少なくする社会をみんなで作るための約束を決めているもの）に基づいて、**循環型社会**をつくるための取組の基本的な進め方や、政府全体で計画的に進める取組などを決めているものです。

すりーあーる

「3R」と「もったいない」が合言葉！



イラストを使って、親しみの持てる資料とします。

リデュース  
Reduce

使う資源やごみの量を減らすこと



- つめかえのできる製品を選んで使う
- 必要のない包装は断る

リユース  
Reuse

ものをくり返し使うこと



- こわれたものを簡単に捨てずに修理して使う
- マイはしを持ち歩いて使う

リサイクル  
Recycle

使い終わったものを資源として再び利用すること



- 古新聞や古紙を資源回収に出す
- リサイクルボックスでごみを分別する

「循環型社会」と「循環基本計画」のイメージは次のページです

参考・出典：

- こども環境白書2015 (<https://www.env.go.jp/odori/whitepaper/2015/book/11.pdf>)

- 集まれ！ Green Friends (<https://www.green.go.jp/21st/greenfriends/index.html>)

質問内容について、事前に参加者に伝えるようにします。

## いま、そして、これからの環境問題や社会について思うこと



きこうへんどう 気候変動をはじめとする環境問題は、しょうらい 現在だけでなく将来世代の生活をも左右する社会課題であり、きぼう こども・若者を含めた幅広い世代の皆さんの思いを受け止め、希望が持てる将来社会（持続可能な社会）をつくっていくことが重要です。

### 1. 環境問題に対して思うこと

- 環境問題に生活を脅かされると感じたことはありますか？
- 日本の環境問題に対する取組は進んでいると思いますか？
- 30年後の世界の環境はどのようになっていると思いますか？

### 3. ごみ問題とリデュース、リユース、リサイクルについて

- ふだん 普段の生活の中で、ごみについてどう考えていますか？
- ものを長く使ったり、一度使ったものを再利用（リユース）、リサイクルしやすいように何か行動したり、意識していることがありますか？
- もののレンタルサービスや中古品の利用についてどう感じますか？

### 2. 環境問題を学ぶことについて

- 環境に関することを学んだことはありますか？  
どこで、どんな内容を学びましたか？
- 学んだ内容は普段の生活や活動にどのように生かしていますか？  
生かしていない場合は、どうなったら生かせそうですか？

### 4. 環境問題に対する行動について

- 環境に良いことをするひとについてどう思いますか？
- 環境に良いことをするひとが増えるためにどのような仕組みやツール（例えば動画や資料等）が必要だと思いますか？



# フィードバック資料（参考2）

第2章2「こどもの居場所の特徴」への反映

- みなさんからいただいた「居場所だと感じるもの・感じないもの」、「居場所」がない、なくなったと思うときに関する意見は、素案の第2章2「こどもの居場所の特徴」に反映されました。
- 第2章2「こどもの居場所の特徴」の部分には、居場所とは変化しやすいものであったり、地域性や目的によって変化しうるものであるなどの特徴が書かれており、「居場所」をよりわかりやすくまとめています。

報告資料  
(みなさんの意見)

<居場所だと感じるには、そこにいる人との関係性が重要であること>

- 自分が他人にどう思われているかと考えているときはまだ「居場所」になっていないと思う。(高校生・大学生)
- 人の目を気にし始めちゃうと「居場所」じゃない。(大学生・社会人)
- 学校だと先生とか友達に気を使わないといけない。(小学生～高校生)
- 一人になれる時間があるのが家(小学生～高校生)
- 部活の友達やクラスメイト、先輩・後輩・先生と話すのが好き。(中高生)

<居場所だと感じていたものが変化していくことや、人によって居場所の感じ方が異なること>

- 新しい学校に通うことになったとき、これまで築いてきた関係が途切れて「居場所」がなくなったと感じた。(高校生・大学生)
- 一般的に家や学校は「居場所」とされているが、虐待やいじめを受けている人たちにとっては「居場所」ではない。(高校生・大学生)
- 自分の知らない情報で話が盛り上がっているときは自分の存在意義を見出せず「居場所」ではないと感じる。(高校生・大学生)

意見反映時のポイント

- こども・若者のみなさんにとって居場所だと感じるものは人との関係性が重要であること
- 居場所だと感じていたとしても常に居場所だと感じるものでなく、変化しうるものであること

素案  
(意見が反映されたもの)



- その場において、他者に受け入れてもらえることや交流ができることなど、人との関係性があることが、当人の居場所と感ずることに影響している。一方で、だれとも交流せず、自分ひとりでいられることや他者が関わってこないなど、人との関係性から距離を置いた場だからこそ、居場所と感ずることもある。(P.7)
- 昨日まで居場所だと感じていた対象や場が、心理的な変化や人間関係の変化などにより、今日は居場所だと感ずられないこともある。さらに、こどもの成長や発達に伴い、同じこどもであっても求める居場所が異なってくる。このように、こどもの居場所は変化しやすいものである。(P.6)
- こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他所と関わりなが育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、実際に、一日の大半を過ごす場所として、学校は多くのこどもにとっての居場所となっている。(P.7)

イラスト等を入れて親しみやすく



こども・若者の意見がここに反映されました。だけでなく、政府側としてこのように解釈しましたががあると良い。

出てきた意見1つ1つについてでなく、カテゴリ単位で反映したかどうかを記す。

反映したこと、これから対応したいことを分かりやすく区別

きほんほう しょうがい  
2. こども基本法の紹介

もともとのページ



ふきだしの意味 反映したこと これから対応したいこと

こどもまんなか  
こども家庭庁

ぶらすメンバー  
からの意見

ホームページ作成の  
ようす

けいしき おもしろ  
クイズ形式になっているから面白い。  
(7歳～9歳世代)

たの  
よかったです！楽しんでもらいながら  
し おち つく  
知ってほしいと思って作りました。

ないよう きほんほう  
この内容だと、基本法のことがわからない。  
ぶんしょう なが  
文章がちょっと長いかな。  
(7歳～9歳世代)

かていちよう はいしん しょうほう ちが  
こども家庭庁から発信される情報に違  
しよ  
いが生じないように、すでにあるパンフ  
レットと同じ文章にしました。

反映できない  
場合は、反映  
できない理由  
を明記。

せんたくしき  
クイズは選択式にしてほしい。  
(10歳～12歳世代)

たくき  
クイズは2択式にしました！

わ い  
文章が分かりやすくまとめられていて良いと  
思う。(12歳～14歳世代)

むずか ないよう  
よかったです！難しい内容でもわかりや  
すいように、がんばって作りました。

たと ばんごう  
例えばQ1からQ3というように、番号の  
ぶぶん と  
部分をタップするとそのページに飛べるよ  
うにしたら良いと思う。  
(12歳～14歳世代) ※A

ばんごう と  
番号をタップしたら、そのページに飛ぶ  
ようにしました！

どろが かくにん  
「こども基本法を動画で確認してみよう！」  
わく なか はい めだ  
が枠の中に入っていると目立って見やすい。  
(12歳～14歳世代) ※B

わく なか い ほうほうかんが  
枠の中に入れる方法も考えてみました  
わく なか はい ほう めだ かん  
が、枠内に入れない方が、目立つと考  
えて枠の外に記載しました。

じっさい  
ぜひ実際のクイズもやってみてください！！

# こども若者★いけんぱらす テーマ一覧

テーマ	手法	対象年代	開催時期	担当省庁
こどもの居場所づくりに関する指針に向けた意見聴取	対面	全年代	令和5年7月(済)	こども家庭庁
令和4年改正児童福祉法の改正事項へのアンケート、一時保護所のルール等について	アンケート	小学4年生～高校生	令和5年7月～8月(済)	こども家庭庁
若者と食の今後について考える！	対面/オンライン	中学生～高校生	令和5年8月(済)	農林水産省
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(仮称)	アンケート	全年代	令和5年8月(済)	こども家庭庁
農林水産業・行政に関する効果的な消費者等への情報発信について	対面	中学生～高校生	令和5年8月(済)	農林水産省
いじめや不登校など学校に関する悩み事について	アンケート	小学生～高校生	令和5年8月～9月(済)	こども家庭庁/ 文部科学省
生きづらさ、自殺したいという気持ちを抱える人に必要な支援について	対面	高校生以上	令和5年9月(済)	こども家庭庁
こども家庭庁予算について	オンライン	全年代	令和5年9月(済)	こども家庭庁
こども・若者の海に対する意識について	アンケート	全年代	令和5年9月～10月(済)	国土交通省
こども向けホームページについて	対面	小学生～中学生	令和5年10月(済)	こども家庭庁
食育について	対面/アンケート	小学5年生～高校生	令和5年10月(済)	農林水産省
こども大綱	対面/オンライン/チャット/アンケート/出向く型	全年代	令和5年10月(済)	こども家庭庁

テーマ	手法	対象年代	開催時期	担当省庁
休日の部活動の地域クラブ活動への移行等に伴う新たな活動内容について	対面	中学生	令和5年10月（済）	スポーツ庁
こども・若者による環境問題に対する課題意識等について	オンライン/アンケート	小学生～大学生	令和5年10月～11月（済）	環境省
こども基本法教材コンテンツについて	対面/オンライン	小学生～中学生	令和5年11月（済）	こども家庭庁
サイバー事案の被害に遭わないためには	アンケート	小学3年生以上	令和5年11月（済）	警察庁
子育てを社会全体で支える雰囲気づくりについて	アンケート	全年代	令和5年11月～12月（済）	経済産業省
こども・若者向けの人権相談体制の在り方について	アンケート	全年代	令和5年11月～12月（済）	法務省
痴漢撲滅の社会的気運を醸成するための広報の在り方について	アンケート	中学生以上	令和5年12月（済）	警察庁
ヤミ金融の被害事例及び対策について	対面/オンライン	高校2年生以上	令和5年12月（済）	金融庁
若者と地域の関係について	オンライン	18歳以上	令和5年12月（済）	経済産業省
こども若者★いけんぷらす広報物について	対面	全年代	令和6年1月	こども家庭庁
女子中高校生の理工系進学を阻害する要因について	アンケート （予定）	大学生 （予定）	令和6年1月～2月	内閣府
小学生向け金融経済教育教材に関して若者から意見を聴取する手法について	対面/オンライン （予定）	小学生 （予定）	令和6年2月	金融庁
日常生活における法的なものの考え方との関わり	アンケート （予定）	16歳以上 （予定）	令和6年1月～2月	法務省
「食品の安全」というテーマに大学生が興味を持ってもらうためのアプローチ方法と手法について	対面/オンライン/チャット/アンケート （予定）	大学生 （予定）	未定	消費者庁

※ 上記の各府省庁から提案のあったテーマ以外にも、ぷらすメンバーの選んだテーマについても開催できるよう検討中。

※ 上記については、令和5年11月16日時点のもの。

※ テーマについては、こども・若者に送付する際に、こども・若者にとって参加したいと思ってもらえるような名称にしています。

# 自治体の取組事例



# 事例パターン①自治体のこども計画づくりに活かす

◆ こども基本法で努力義務になっている「こども計画」づくりをこれから行う自治体

## やまなしけん わかもの 山梨県こども若者いけんぷらす さんかしやぼしゆう 参加者募集

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者にとって一番良い環境づくりや取組がされるよう意見を聞かせてください。

「山梨県こども若者いけんぷらす」は、こどもや若者が自分の意見を表明できる機会をつくり、県が行う取組にこどもや若者の意見を反映させていく取組です。

頂いた御意見は、今後策定する「山梨県こども計画（仮称）」に反映させていただきます。

### (1) 募集対象・募集人数

小学生から20代までのこども・若者 25人程度  
(1993年4月2日から2017年4月1日までの生まれの方)

### (2) 開催日時・場所

令和5年11月27日(月)午後4時から午後5時まで  
県立愛宕山こどもの国 工作室(甲府市愛宕町358-1)

### (3) 意見を聞くテーマ

幸福生活を送るために必要なことについて

### (4) 意見を聞く方法

5人くらいのグループに分かれて、意見を聞かされます。

### (5) 応募方法

参加する方の氏名・年齢・連絡先をお伝えください。

連絡先：山梨県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当

メール：[kosodate@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kosodate@pref.yamanashi.lg.jp)

電話：055-223-1456

こども・  
若者の声を  
聴く

声をもとに  
アンケート  
作成

計画づくりに  
反映

<当日の様子>



<募集チラシ抜粋> ※山梨県作成



# 事例パターン②自治体の施策に活かす

◆ こどもを取り巻くさまざまな環境についてこどもの声を聴く

世田谷区の実践(アンケート調査やこども・若者が参加する会議を実施する)



# 世田谷区：取組①「子ども・青少年協議会」

- 世田谷区では、2009年に世田谷区子ども・青少年協議会条例に基づき若者が意見を表明し、地域に参加する機会として「子ども・青少年協議会」を設置

## 取組のイメージ

子ども・青少年協議会とは

### 子ども・青少年協議会とは

子ども・青少年協議会は、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、世田谷区子ども・青少年協議会条例により設置された区長の附属機関です。

委員は、会長のほか、区長が委嘱または任命する区民、区議会議員、学識経験者、関係行政庁職員（計20人以内）、および専門委員からなり、年数回の会議を行っています。委員の任期は2年です。

なお、本協議会の名称は、平成26年4月1日より「子ども・青少年問題協議会」から「子ども・青少年協議会」へ変わりました。

(出典)「子ども・青少年協議会とは」(世田谷区)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/001/d00138577.html>

## 取組の概要

- 子ども・青少年協議会は、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、世田谷区子ども・青少年協議会条例により設置された区長の附属機関。
- 委員は、会長のほか、区長が委嘱または任命する区民、区議会議員、学識経験者、関係行政庁職員（計20人以内）、および専門委員からなり、年数回の会議を行っている。委員の任期は2年。
- なお、本協議会の名称は、平成26年4月1日より「子ども・青少年問題協議会」から「子ども・青少年協議会」へ変わった。

## 推進体制

子ども・若者部 子ども・若者支援課

## こどもの意見聴取方法・政策への反映

- 子ども・青少年協議会の報告書としてまとめ、区長に提出するとともに、協議会委員や区関係所管に配布し共有する。
- 商店街のモデル事業については、若者のアイデアを活かした居場所づくりの検討やマーケティングを実施している。活動を振り返る過程で、大人の委員からのアドバイスをもらいながら今後に向けた課題を挙げ考察している。若者自身が企画・運営・検証を行うことを重視している。



# 世田谷区：取組②「ユースミーティング世田谷」

- 中学生～大学生、社会人の若者が世田谷区に対して意見を表明することも目的に開催。大学生や社会人がサポートし、中学生～高校生が中心となり会議形式で意見を取りまとめている

## 取組のイメージ

平成24年度の活動の様子



(出典)「ユースミーティング世田谷」報告書(世田谷区)

[https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/001/d00036879\\_d/fil/36879\\_9.pdf](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/001/d00036879_d/fil/36879_9.pdf)

平成26年度の活動の様子



(出典)「ユースミーティング世田谷」報告書(世田谷区)

[https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/001/d00128345\\_d/fil/houkokusyo2526.pdf](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/001/d00128345_d/fil/houkokusyo2526.pdf)

## 取組の概要

- 愛称は「Yせた」。中学生、高校生、大学生、社会人が「自分たちの意見」を世田谷区に伝えることを目的に、月1～2回開催している。
- 発足時の中心メンバーである大学生や社会人メンバーは中高生の意見を引き出したり議事録を作成したりといったサポーターの役割を担い、基本的には中高生中心の会議体である。
- 平成21年10月開催の「子ども計画シンポジウム」において、青少年による意見交換に参加したメンバーより「今後も話し合いの場を設けたい」との要望があがったのを契機に、シンポジウム参加者の他、児童館・青少年地区委員会へのチラシ配布や広報誌・ホームページ等で一般からも広くメンバーを募集し、平成22年4月に発足。メンバー募集は、常時、児童館やイベントを通して行っている。

## 推進体制

世田谷区子ども・青少年協議会

## こどもの意見聴取方法・政策への反映

- 区長の附属機関である子ども・青少年問題協議会が必要に応じて設置する小委員会の関連組織として位置づけられている。協議会では、施策の当事者である子どもたちの意見や考え方をYせたから聴取し、協議会からの提案等に反映させている。



# 事例パターン③こども・若者の身近な場所の運営に活かす

◆ 意見を聴くのは必ずしも自治体の条例や施策だけに限らない

➤ こども・若者が普段過ごす場所をもっと魅力的な場所にするには？など

## 宮城県石巻市の取組(児童館でこどもの声を聴く、運営に参画する)

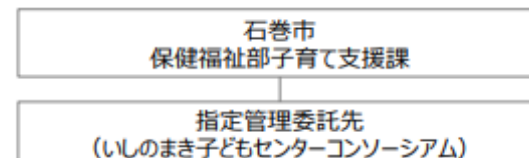
### 取組のイメージ

事業名	内容
子ども会議 	子どもセンターの利用方法に子どもたちの声を反映するためメンバーが月に一度集まり、遊具やおもちゃ、ルールについて様々な意見を出し合う。また利用者から子どもセンターについて意見を募集する。Big Voiceの企画をする。
子どもまちづくりクラブ 	こどもたちの視点から地域の魅力や課題について考える。
運営会議	子どもセンターの運営方法を子どもたちが決定する。運営会議の委員の募集は、子どもまちづくりクラブ、子ども会議参加者から募っており、3人以上の応募があった際はオブザーバーとして参加できる。
まきトーク	こどもたちが楽しく石巻の好きなところやこうなってほしいところについて考えるイベントを年1回開催。
子ども実行委員 企画イベント	こどもたちが実行委員会形式で、年に2回、企画運営する(8月：らいつ夏祭り、10月：石巻ハロウィン祭り)。
BigVoice	子どもセンターの事業や運営に利用者の声を生かすため、利用者ならだれでも参加できる取組。動画上映などを年に1回実施。

### 取組の概要

- 日常的に利用者が訪れる子どもセンター「らいつ」を拠点とし、こどもがセンターの運営について考えたり、まちづくりについて考える機会を定期的で開催している。
- 毎月開催する「子ども会議」でセンターの利用方法についてこどもが意見を出し、「運営会議」で決定している。
- こどもたちの視点から地域の魅力や課題について考える「子どもまちづくりクラブ」を、小学校5年生～高校生世代が参加して開催。定例会を毎月開催するとともに、プロジェクトごとに活動を行っている。
- 上記以外にも実行委員会形式のイベント企画など、子どもセンターにおける活動内容をこどもが意見を出して決定している。

### 推進体制



### こどもの意見聴取方法・政策への反映

- 子どもセンターの利用方法について子どもたちの意見を反映している。子どもセンターの位置づけが庁内計画の中で明記されていること、子どもの権利が条例化されていることが重要である。
- 市長へこどもが提言する場を設けている。2021年度は「まきトーク」の企画アイデアを提言した。
- こどもがやりたいときに、やりたいことができるように人員、予算に余白を設けることが重要と考えている。



# 石巻市：全体概要（最新の状況）

- 石巻市では、石巻こどもセンター「らいつ」に日常的にこどもや若者が集まる中、小学生～高校生を対象とし、子どもの参画、子どもの活動支援、子育て支援等の活動を多角的に実施している

## 全体概要：最新の状況

主体	小学生	中学生	高校生	大学生	一般	
保険福祉部子育て支援課	<b>取組①「子ども参加事業」</b> 「子ども会議」 （対象：小学4年生から高校生世代／活動目安：月1回） 「子どもまちづくりクラブ」 （対象：小学5年生から高校生世代／活動目安：プロジェクトごと。定例会毎月1回） 「運営会議」 （対象：委員は、子どもまちづくりクラブ、子ども会議参加者から募集） 「まきトーーク」 （対象：小学1年生から高校生世代／活動目安：年1回開催） 「子ども実行委員会企画イベント」 【らいつ夏祭り（8月）】、【石巻ハロウィン祭り（10月）】 等				参加者から3名委員を選定し、センターの運営方法を決定	
	<b>取組②「子どもエンパワー事業」</b> 「アートラボ」、「料理王」、「Earth Teens」、「青春力-YouthPower-」					
	<b>取組③「その他事業（子育て支援事業、地域との連携事業、子どもの権利の啓発事業等）」</b> 「地域との連携事業」、「企業との連携事業」、「子どもの権利の啓発事業」等					
他						

# 自治体取組事例一覧

令和4年度『こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究』で調査した国内事例の取組概要とそれぞれの取組詳細へのリンクは下記の通り。



こちらから  
昨年の調査研究  
資料をご覧ください！

	自治体	取組の概要	取組の詳細
1	ニセコ町（北海道）	こども視点でのまちづくりとこどもたちの参加を目的に「小学生・中学生まちづくり委員会」「子ども議会」を設置し、こどもの意見反映に取り組んでいる。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf">20230324 councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
2	石巻市（宮城県）	石巻市子どもセンターらいつでは、「子どもセンター運営会議」に定期的にこどもが参加して児童館の運営にこどもの意見を反映している。また、「子どもまちづくりクラブ」「まきトーーーク」「子ども会議」などのこども参加事業があり、指定管理者の選定においても子ども委員を設置しこどもの意見を反映している。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf">20230324 councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
3	遊佐町（山形県）	中高生が有権者となり、選挙で少年町長及び少年議員を選出するほか、少年議会において、独自予算（45万円）で政策を立案、実現させている。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf">20230324 councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
4	千葉市（千葉県）	こどもが模擬的なまちを企画・運営する「こどものまち CBT」、市政やまちづくりに反映することを目指して開催する「こども・若者のワークショップ」、こども・若者がよりよいまちづくりのために活動する「こども・若者市役所」や、それらの活動成果を発表する場である「こども・若者フォーラム」など、幅広い年齢、参画レベルで取組を実施している。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf">20230324 councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
5	豊島区（東京都）	「豊島こども大学」「利用者会議」「スキップ子ども会議」など、こどもの社会参加を促すための場づくりが進んでいる。また、「としまこども会議」では、区職員がファシリテーターを務めて検討の助言をするなど、提案された意見の反映を目指している。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf">20230324 councils_ikenh_ane_i_process_houkokusho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>

	自治体	取組の概要	取組の詳細
6	世田谷区（東京都）	区長の附属機関である「子ども・青少年協議会」（区民、区議会議員、学識経験者、関係行政庁職員、および専門委員）を通じて、区政への子ども・若者の声を反映している。具体的には、ユースミーティング世田谷で青少年から意見を聴取し、ユースミーティング世田谷委員が子ども・青少年協議会小委員会に参加することにより、検討内容をフィードバックしている。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
7	町田市（東京都）	職員と共に市政を考える若者グループ「町田創造プロジェクト（MSP）」や、子どもセンター利用者が市長と語り合う「若者が市長と語る会」、子どもセンターを利用する子ども達が館内のルールやイベントを検討する「子ども委員会」、市民と有識者で構成する評価人チームが市の事業を評価する「市民参加型事業評価」など、幅広い年齢、参画レベルで取り組みを実施。「市民参加型事業評価」では、高校生の評価人が、市の全事業から評価対象事業を選定するとともに、有識者や市民評価人と一緒に事業を評価している。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
8	立川市（東京都）	夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議子ども委員、子ども委員会（子ども 21 プランの推進に子どもが参画）、こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場（こどもの「やりたい」を提案してもらい、おとなと話し合っ、お金を出して実現）等の取組を実施している。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
9	八王子市（東京都）	名称や内容を改善しながら、20 年以上に渡り、継続的にこどもがまちづくりについて考え、発言する場を創出している（現在の名称は「子ども☆ミライ会議」）。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
10	川崎市（神奈川県）	こども主体の「子ども会議」、大人とこどもで構成される「学校教育推進会議」「子ども運営会議」など、市政等へのこどもの意見反映を目指し、意見表明をする場の整備が進んでいる。	<a href="https://www.cfa.go.jp/20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>



	自治体	取組の概要	取組の詳細
11	新城市（愛知県）	市長の附属機関である「若者議会」が年間上限 1,000万円の予算で政策を企画、市議会承認を経て政策を実現している。	<a href="#">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
12	名古屋市（愛知県）	こどもの社会参画のよりどころとなる指針を策定するとともに、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」にてこどもの権利の回復を図る取組を実施している。	<a href="#">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
13	奈良市（奈良県）	「奈良市子ども会議」は、テーマ検討段階から関係各課を巻き込むことで、関係各課が反映にコミットする体制に特徴がある。また、奈良市生涯学習財団と連携し、「もっともっとおもしろい奈良をつくる 100 人会議」「子ども奈良 CITY」等のこどもの社会参画も推進している。	<a href="#">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
14	尼崎市（兵庫県）	若者・市民の交流の場として「尼崎市立ユース交流センター」を運営し、様々な体験プログラムを運営するとともに、ユースカウンスル事業として若者が自ら若者の課題や解決方策を考える「Up to You!」プログラムを展開している。	<a href="#">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
15	東京都	こどもシンポジウム「ティーンズ・アクション TOKYO」を開催し、子ども・子育て支援施策等に対する意見聴取に取り組んでいる。2021 年度には東京都こども基本条例を施行し、こどもの意見を都政へ反映する取組を一層強化した。2021 年度以降、「子供・子育て支援総合計画」の中間見直しに向けた「子供の意見を聴く」取組、「東京都こどもホームページ作成に向けた意見反映」が実施、検討されている。	<a href="#">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>
16	滋賀県	こどもが県政に対する意見や提言をできる場づくりとして「子ども県議会」を設置。多くの若者が県政への関心を高め、県政参加のきっかけとすることを目的として 2017 年度から「青少年広報レンジャー」の活動を実施している。	<a href="#">20230324_councils_iken_hanei_process_houkokus_ho_08.pdf (cfa.go.jp)</a>

# こども家庭庁による自治体の取組支援

# こども家庭庁による自治体の取組支援

## こども・若者意見反映サポート事業

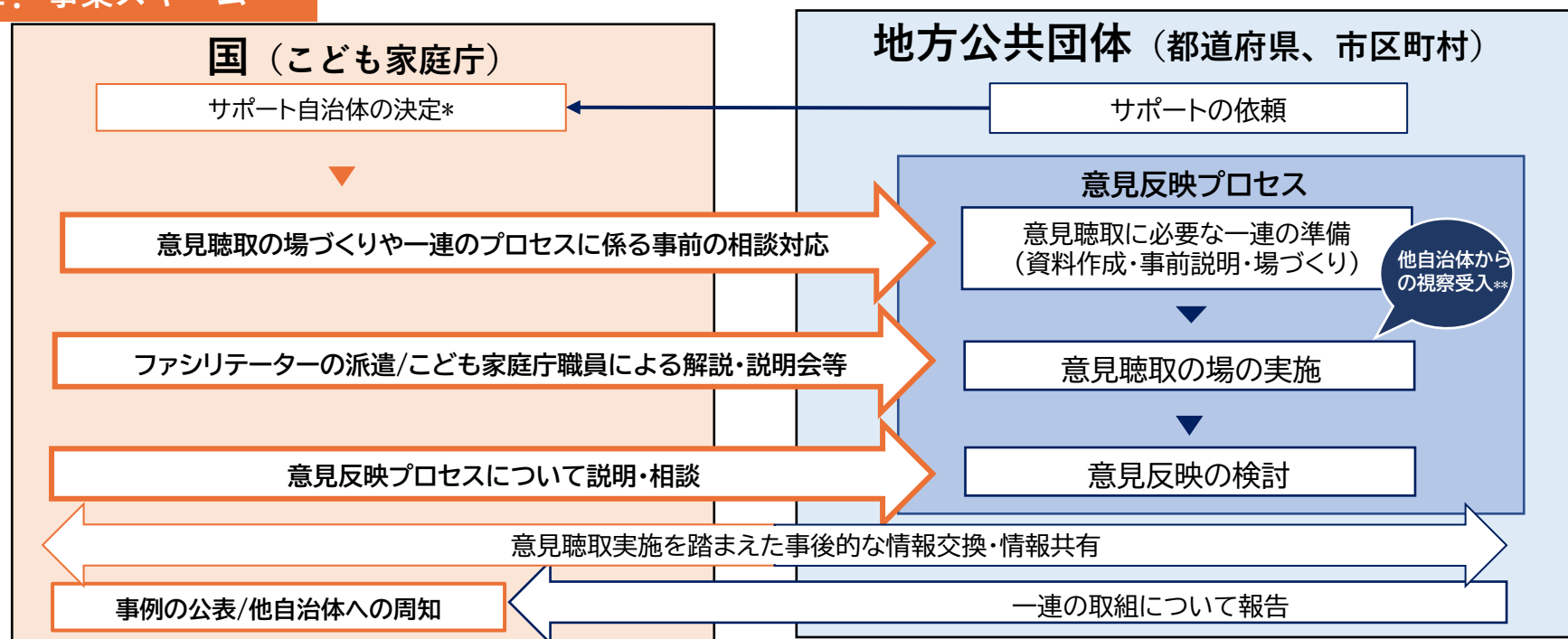
事前にいただいたご質問: 「こども・若者の声を聴くために国は何か支援をしてくれるのか?」

### 1. 目的・概要

こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対しても義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要である一方で、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行うことで、地方公共団体における意見反映の取組を推進します。

### 2. 事業スキーム



\*実施可否は依頼内容を踏まえて、決定いたします。

\*\*派遣先自治体の御意向を踏まえて、調整いたします。

事前にいただいたご質問：「何をどうすべきか具体的なスキームがないと取組みようがない」

## 実践のための『行政職員向けガイドライン』

令和4年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」および令和5年度「多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する調査研究」の内容等を踏まえ、各府省や地方公共団体の職員が、こどもの意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう意見聴取の際の留意点等をまとめたガイドラインを作成中。

### 【ガイドライン目次案（11/29時点）】

ガイドラインの対象と使い方		第2章 意見反映のプロセスと進め方	5. 事前に準備する 6. 意見を聴く 7. 意見を反映する 8. フィードバックする 9. 予算や体制
第1章 はじめに	1. なぜこども・若者の意見を聴くのか 2. こども基本法上の「こども施策」とは		
第2章 意見反映のプロセスと進め方	1. こども・若者の特性に合わせた聴き方とは？ 2. こども・若者の意見を聴く場面や方法 3. こども・若者の意見官営プロセスの全体像 4. 企画する	第3章 声をあげにくいこども・若者の意見反映	1. 声をあげにくいこども・若者とは 2. 声をあげにくいこども・若者が参画する意義 3. 意見を聴く姿勢、工夫や手法、配慮事項 4. 意見聴取後のフォロー
		資料集	